

春日井市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領 委任払い実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費、法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費、法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「福祉用具購入費等」という。）の支給を受ける居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「要介護者等」という。）の一時的な費用負担を軽減するため、福祉用具購入費等の支給に係る受領委任払いの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「受領委任払い」とは、市が要介護者等に対し福祉用具購入費等の支給を行うに当たり、当該要介護者等が委任した登録事業者（第4条の規定により登録された事業者をいう。以下同じ。）をその受取人とし、市が当該事業者に当該福祉用具購入費等を支払うことをいう。

(対象者)

第3条 受領委任払いを利用できる要介護者等は、法第66条第1項、第67条第1項、第68条第1項又は第69条第1項の保険給付の制限等を受けていない者とする。

(受領の委任)

第4条 受領委任払いを利用しようとする要介護者等は、福祉用具購入費等の支給に係る受領に関し、福祉用具購入費等の支給申請時に登録事業者はその権限を委任しなければならない。

(事業者登録の届出)

第5条 登録事業者の登録を受けようとする事業者は、福祉用具購入費等受領委任払い取扱事業者登録届出書（第1号様式）及び誓約書（第2号様式）を市長に

提出しなければならない。

(変更の届出)

第6条 登録事業者は、届出事項に変更があったときは、速やかに福祉用具購入費等受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 登録事業者は、登録に係る事業を廃止、休止又は再開するときは、速やかに福祉用具購入費等受領委任払い取扱事業者登録廃止・休止・再開届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(報告)

第7条 市長は、受領委任払いについて必要と認めるときは、登録事業者に対し、報告を求めることができる。

(事業者登録の取消)

第8条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 福祉用具購入費等の請求について不正があったとき。
- (2) 正当な理由なく前条の報告をしなかったとき。
- (3) 不正な手段により登録を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取消したときは、福祉用具購入費等受領委任払い取扱事業者登録取消通知書（第6号様式）により当該取消しを受けた事業者に対し、通知するものとする。

(支給申請時の提出書類)

第9条 受領委任払いを利用しようとする要介護者等は、福祉用具の納品をし、又は住宅改修が完了した後、完了確認書（第7号様式）及び福祉用具購入費等の支給に係る委任状（第8号様式）を支給申請時に市長に提出しなければならない。

(自己負担額の支払い)

第10条 受領委任払いを利用しようとする要介護者等は、受領委任払いの委任を

した登録事業者が福祉用具の納品をし、又は住宅改修が完了した後、当該登録事業者に対し、福祉用具購入費等に係る自己負担額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）を支払うものとする。

（返還）

第11条 市長は、受領委任払いにより福祉用具購入費等の支払いを受けた登録事業者が、偽りその他不正の手段により支払いを受けたときは、当該福祉用具購入費等の全部又は一部を返還させることができる。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。ただし、第9条から第12条までの規定は平成19年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月14日から施行する。
- 2 改正後の春日井市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払い実施要綱の規定は、平成26年10月14日以後に支給申請をする福祉用具購入費及び事前申請をする住宅改修費について適用し、同日前に支給申請をする福祉用具購入費及び事前申請をする住宅改修費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払い実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る

受領委任払い実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和元年5月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払い実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払い実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の春日井市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払い実施要綱の規定は、令和8年4月1日以後に福祉用具の納品又は住宅改修が完了した福祉用具購入費等に係る自己負担額について適用し、同日前に福祉用具の納品又は住宅改修が完了した福祉用具購入費等に係る自己負担額については、なお従前の例による。
 - 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払い実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払い実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。